

自己負担額の項目、併用する理由等

1 申請者

| | |
|-------|--|
| 養成施設名 | |
| 氏名 | |

学生支援機構の奨学金を受けられる場合は、2又は3を記入してください。

(最後ページの参考資料を参照ください。)

2 授業料等減免(返済不要)の場合

授業料、入学金の減免については、減免後において自己負担額が生じる場合に修学資金(月額50,000円)、入学金(200,000円)を上限に貸付けの申請ができます。

自己負担額の範囲については、減免後の授業料・入学金、実習費、教材費等の納付金のほか参考図書、学用品及び交通費等の経費を含み希望する金額を申請することができます。

貸付けを希望する金額及び自己負担の経費を下記に記入してください。

| 項目 | 貸付希望金額 (年額) | 自己負担の経費 (該当項目に○を付けてください。) | 金額(年間総額) |
|------|----------------|---------------------------------|----------|
| 修学資金 | 円 | () 減免後の授業料 | 円 |
| | | () 実習費、教材費 | 円 |
| | | () 施設維持費等 | |
| | | () 交通費 | |
| | | () 参考図書、学用品 | |
| | | () その他【 】 | |
| | | 合計 | 円 |
| 入学金 | 円 | () 減免後の入学金 | 円 |
| | | () 実習費、教材費等の納付金 | 円 |
| | | () その他【 】 | 円 |
| | | 合計 | 円 |

3 貸与型奨学金(返済必要)の場合

併用は真にやむを得ないと認められる場合に限りしますので、貸与奨学金の受けられる場合は、その理由を下記に記入してください。(200文字程度)

| |
|--|
| |
|--|

自己負担額の項目、併用する理由等

1 申請者

| | |
|-------|--|
| 養成施設名 | |
| 氏名 | |

学生支援機構の奨学金を受けられる場合は、2又は3を記入してください。

(最後ページの参考資料を参照ください。)

2 授業料減免(返済不要)の場合

授業料、入学金の減免については、減免後において自己負担額が生じる場合に修学資金(月額50,000円)、入学金(200,000円)を上限に貸付けの申請ができます。

自己負担額の範囲については、減免後の授業料・入学金、実習費、教材費等の納付金のほか参考図書、学用品及び交通費等の経費を含み希望する金額を申請することができます。

貸付けを希望する金額及び自己負担の経費を下記に記入してください。

| 項目 | 貸付希望金額 (年額) | 自己負担の経費 (該当項目に○を付けてください。) | 金額(年間総額) |
|------|----------------|--|----------|
| 修学資金 | 600,000 円 | (○) 減免後の授業料 | 240,000円 |
| | | (○) 実習費、教材費 () 施設維持費等 | 420,000円 |
| | | (○) 交通費 (○) 参考図書、学用品 () その他【 】 | |
| | | 合計 | |
| 入学金 | 200,000 円 | (○) 減免後の入学金 | 135,000円 |
| | | (○) 実習費、教材費等の納付金 () その他【 】 | 80,000円 |
| | | 合計 | 215,000円 |

3 貸与型奨学金(返済必要)の場合

併用は真にやむを得ないと認められる場合に限りしますので、貸与奨学金の受けられる場合は、その理由を下記に記入してください。(200文字程度)

(記入例) 収支バランスが分かるよう詳しくご記入ください。

私は勉強に励むために、年間で学費100万円、実習費40万円、教科書代10万円、定期代10万円がかかります。また、日本学生支援機構の貸与型奨学金を100万円/年を利用していますが、60万円不足しています。私の家は母子家庭で親の仕送りがなく、生活費(住居費、食費等:年間150万円)を自身で支払う必要があります。週4日アルバイトをしていますが、その稼いだ金額のほとんどが生活費で消えてしまいます。

そのため不足する学費を愛知県社会福祉協議会実施の修学資金で補い、立派な保育士になれるように勉学に励みたいです。

(参考資料)

愛知県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金の貸付事業と高等教育の修学支援新制度との関係は次のとおりです。

| | 保育士修学資金貸付制度 | | | |
|--------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 高等教育の修学支援新制度 | 修学資金 | 入学金 | 就職準備金 | 生活費加算 |
| 授業料等減免 | △ (差額支給) | △ (差額支給) | | |
| 給付型奨学金 | | | ○ (併用可) | × (併用不可) |

注1 差額支給については、減免後に自己負担額が生じる場合に修学資金等を申請できます。
詳しくは、上記の別紙をご覧ください。

注2 給付型奨学金、授業料等の減免を受けても就職準備金は、申請できますが、就職準備金のみの貸付はできません。

注3 給付型奨学金を受けた場合は、生活費加算の申請はできません。

なお、高等教育の修学支援新制度における減免額等の支援内容が確定した後、修学資金の貸付決定を行うため、通常より貸付審査・決定に時間を要します。